

第2章 消費生活を取り巻く状況と課題

1. 消費生活を取り巻く状況

(1) 社会情勢の状況

ア 高齢化の進展と高齢者世帯の増加

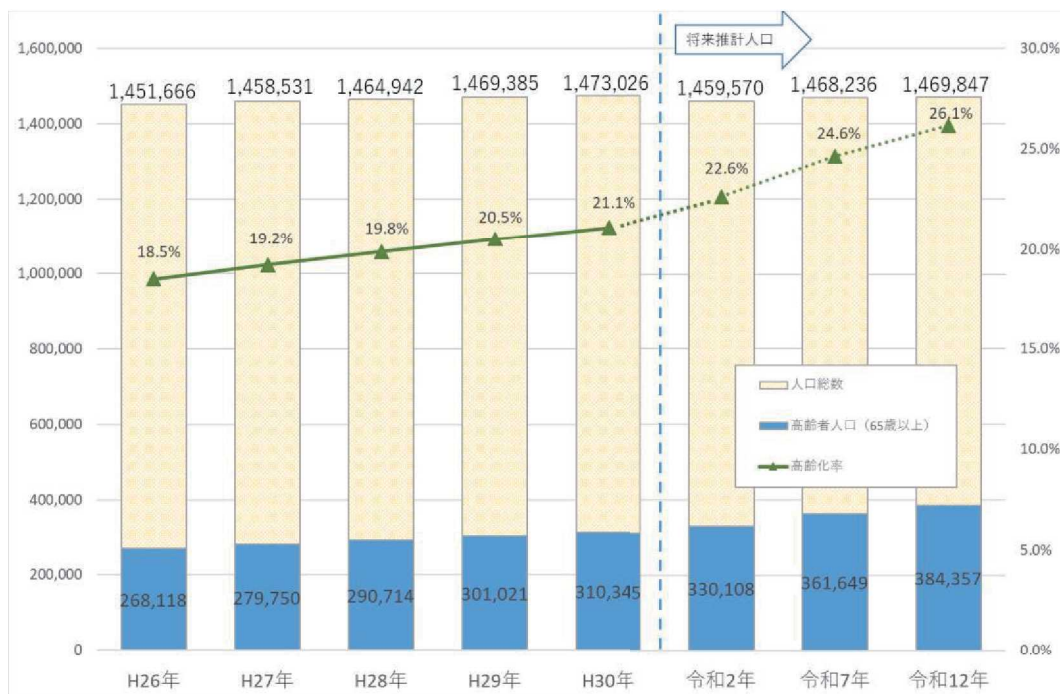
沖縄県の高齢化率*は平成30年3月末に21.1%となり、全国で一番遅く21%を超える超高齢社会*となりました。今後高齢者人口は、令和2年の約33万人から令和12年には約38万4千人にまで増加し、高齢化率も26.1%になると見込まれています。

本県の高齢化率は全国より低い水準で推移していますが、令和7年には24.6%となり、4人に1人は高齢者になると見込まれています。

また、県内の平均世帯人員は減少していくと推計されており、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加していくと見込まれています。

高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増えていくことは、高齢者が在宅時にトラブルに巻き込まれたときに、家族や周囲の目が届かない、すぐに誰かに相談することができない等の状況が発生する可能性が高まることとなります。

■ 図表：沖縄県における高齢者人口と高齢化率の推移



資料：人口総数、高齢者人口、高齢化率については、沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課からの提供データより作成。

令和2年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より作成

*用語説明を40pに掲載

■図表：沖縄県における世帯等の推移

単位：①・③・④・⑤は1,000世帯、②は人

	平成27年	令和2年 (推計)	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)
①一般世帯総数の推移	559	590	610	625
②平均世帯人員の推移	2.50	2.40	2.32	2.26
③世帯主65歳以上の世帯総数の推移	166	197	217	232
④単独世帯数	55	67	77	86
⑤夫婦のみの世帯数	43	51	56	60
一般世帯総数に占める世帯主65歳以上世帯の割合の推移	29.7%	33.5%	35.6%	37.2%

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）より作成

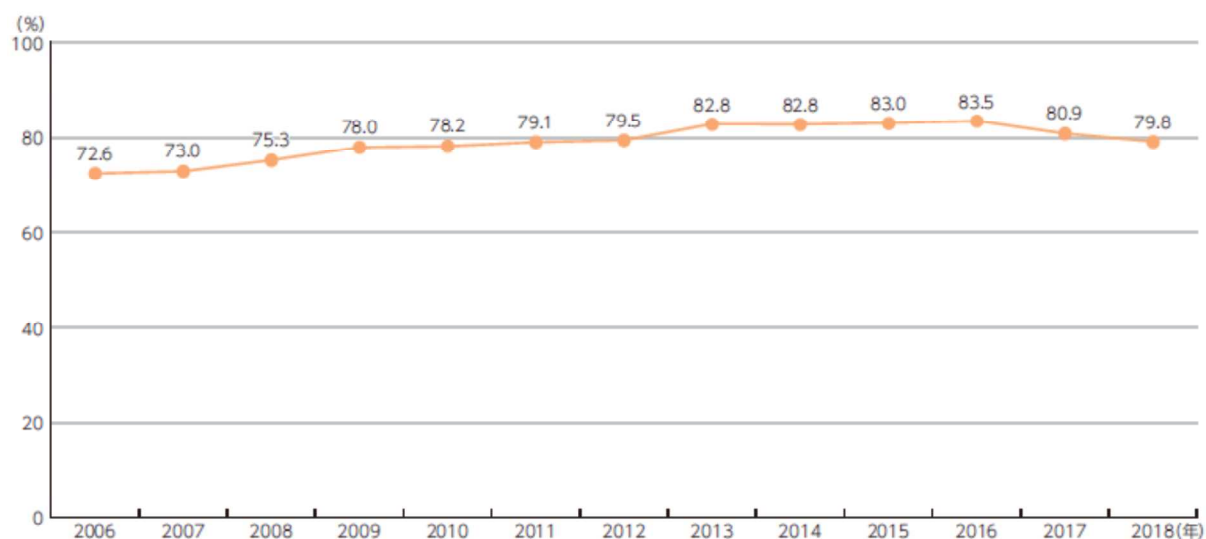
イ 高度情報通信ネットワーク社会の進展

全国におけるインターネットの利用率は近年80%前後と高い割合で推移しており、インターネットは、国民に広く利用されています。

また、個人のスマートフォン保有率は64.7%となっており、多くの方がスマートフォンで気軽にインターネットを利用できる環境にあると言えます。

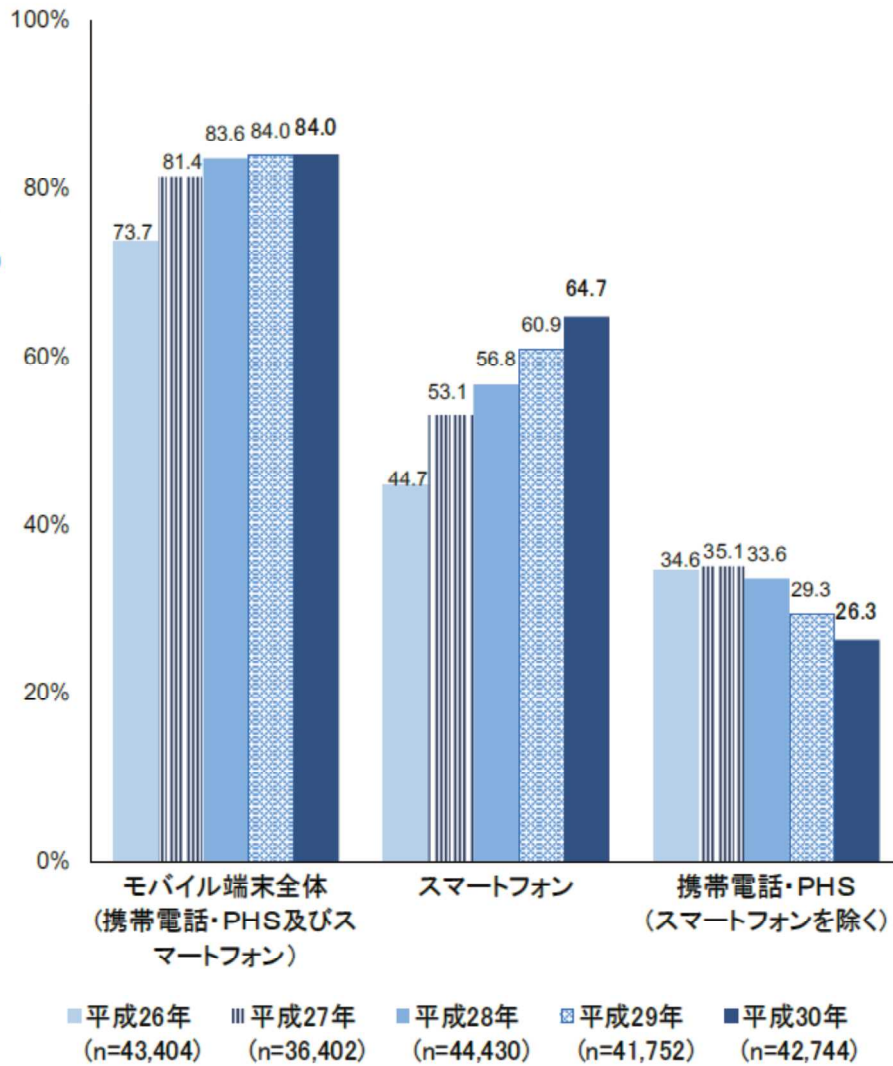
このような高度情報通信ネットワーク社会の進展等を背景に、簡単にネットショッピングが可能となったことから、日本における電子商取引*の市場規模は、2014年の約12.8兆円から2018年には約18兆円に拡大しています。さらに近年は個人間の電子商取引が急速に拡大しており、フリマアプリ*の推定市場規模が急増しています。

■図表：インターネット利用率の推移（個人）

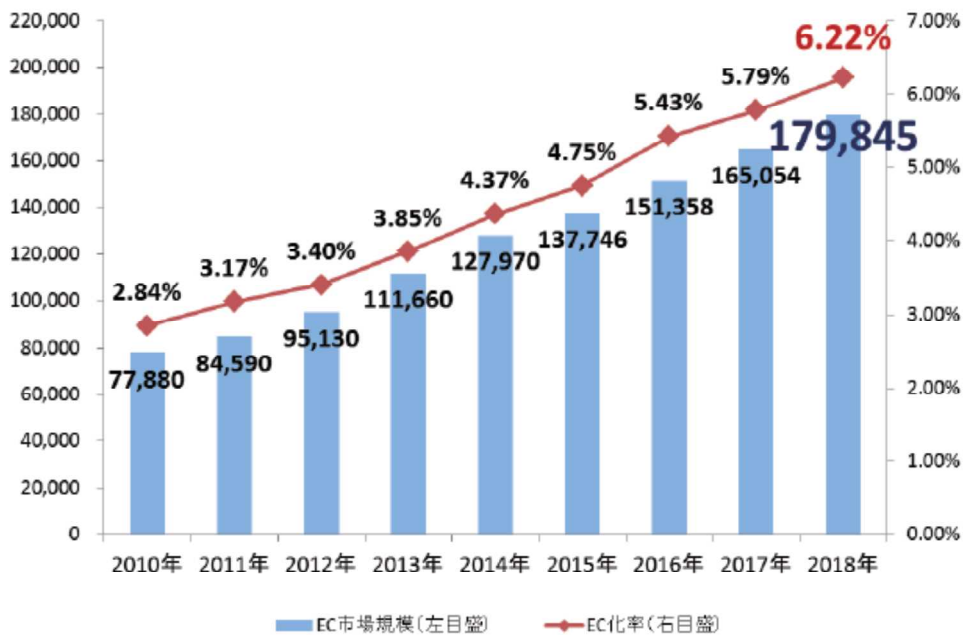


資料：総務省 「令和元年度情報通信白書」より作成

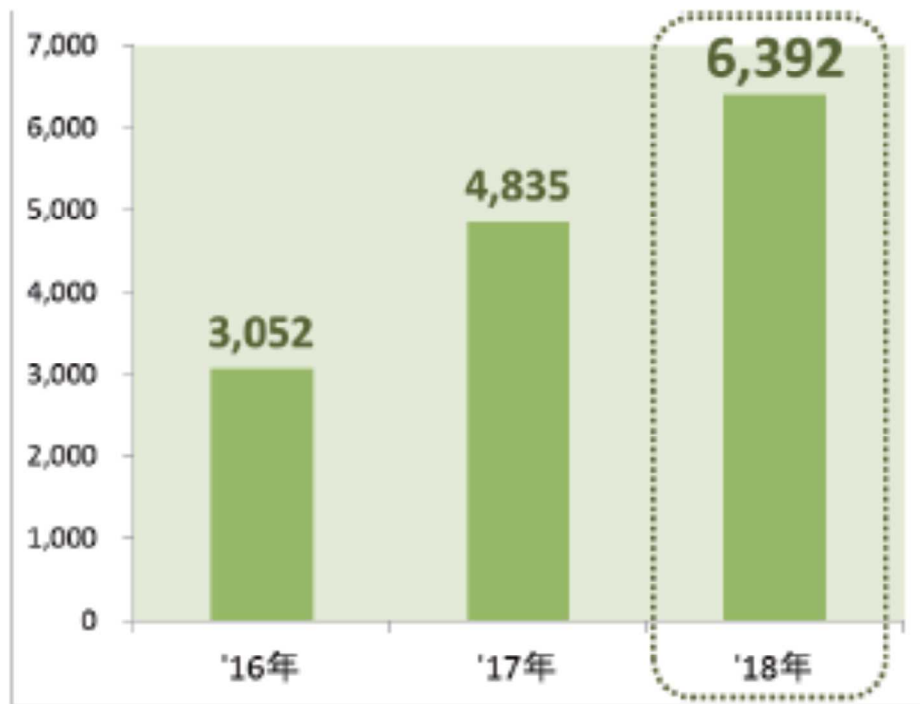
*用語説明を40pに掲載



■ 図表：国内電子商取引市場規模の推移【消費者向け電子商取引】（単位：億円）



■図表：フリマアプリの推定市場規模（単位：億円）



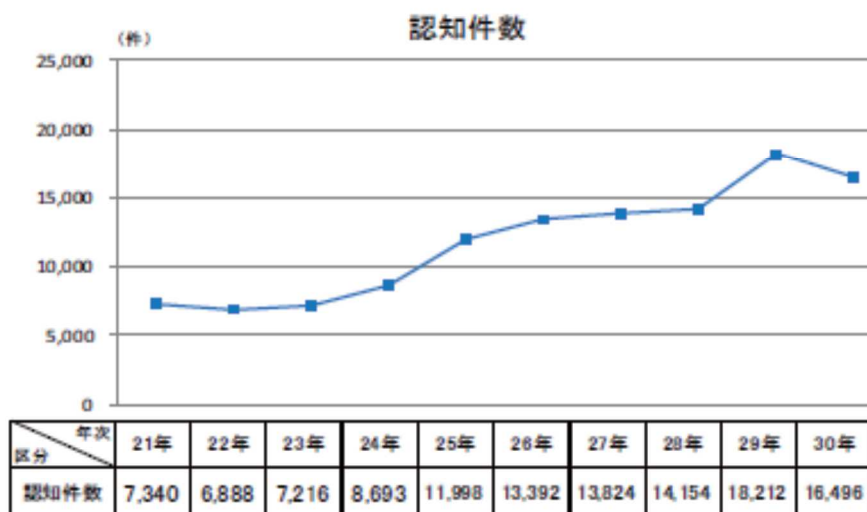
資料：経済産業省 「平成30年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」より作成

ウ 特殊詐欺の被害状況

全国的にみると特殊詐欺の認知件数は平成22年以降、平成29年まで7年連続で増加しましたが、平成30年には減少しています。しかしながら、認知件数は高水準で推移しており、依然として深刻な情勢と言えます。また、平成30年の高齢者（65歳以上）の被害の認知件数は、全体の78.1%となっており、高齢者の被害防止が課題となっています。

一方、本県では平成28年から特殊詐欺の認知件数は減少していますが、電子マネーをだまし取る等の架空請求による被害件数は過去最高となっており、世代を問わずネットに触れる機会が多いことから、幅広い年代が被害に遭っています。そのことから、各ライフステージに応じた被害防止の取組が求められるとともに、本県は平成30年に高齢化率21%を超える超高齢社会を迎え、今後さらに進展していくことが予想されることから、高齢者に対してより一層の注意喚起が必要となります。

■ 図表：全国の特殊詐欺認知件数の推移



資料：警察庁 広報資料「平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について（確定値版）」より作成

■ 図表：沖縄県の特種詐欺認知件数及び60歳以上の割合の推移



資料：沖縄県警察の提供データより作成

エ 成年年齢の引き下げ

民法の一部改正により、成年に達する年齢が20歳から18歳に改正され、令和4年4月1日から成年年齢の引き下げが行われることになりました。

この成年年齢の引き下げにより、それまで未成年として未成年者取消権*により法的に保護されていた18歳及び19歳の若年者が、令和4年度以降は成年となり、未成年者取消権による保護の対象から外れることから、契約に対する責任を自分自身で負わなければなりません。新成人は契約の知識や社会経験が乏しく、安易な契約によるトラブルや、悪質な業者の標的になることが懸念されています。

*用語説明を40pに掲載